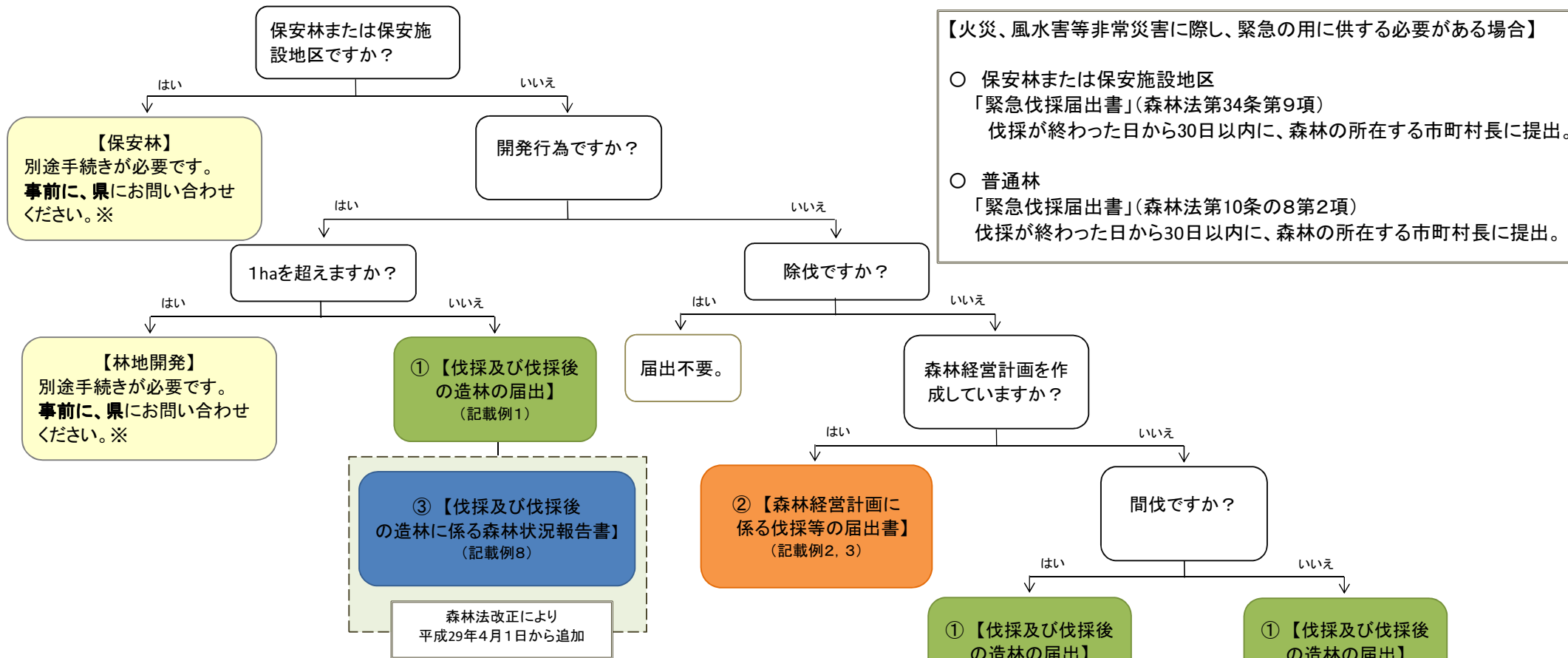


【地域森林計画対象森林の伐採フロー図】



【火災、風水害等非常災害に際し、緊急の用に供する必要がある場合】

- 保安林または保安施設地区
「緊急伐採届出書」(森林法第34条第9項)
伐採が終わった日から30日以内に、森林の所在する市町村長に提出。
- 普通林
「緊急伐採届出書」(森林法第10条の8第2項)
伐採が終わった日から30日以内に、森林の所在する市町村長に提出。

- ① 「伐採及び伐採後の造林の届出」(森林法第10条の8第1項)
伐採を開始する日の90日から30日前までに伐採する森林の所在する市町村長に提出。
- ② 「森林経営計画に係る伐採等の届出書」(森林法第15条)
伐採が終わった日から30日以内に伐採する森林の所在する市町村長に提出。
- ③ 「伐採及び伐採後の造林に係る森林状況報告書」(森林法第10条の8第1項)
造林が終わった日(転用の場合は伐採が終わった日)から30日以内に造林した森林の所在する市町村長に提出。

③【伐採及び伐採後の造林に係る森林状況報告書】
(記載例9、10)
森林法改正により平成29年4月1日から追加

※ 【保安林】、【林地開発】について、規模、作業内容により市町村で事務を行っている場合があります。